

吸収分割に係る事後開示書類

2023年4月3日

山口県宇部市大字沖宇部 5253 番地
セントラル硝子株式会社
代表取締役 社長執行役員 清水 正

三重県松阪市大町 1521 番地 2
セントラル硝子プロダクツ株式会社
代表取締役社長 入澤 稔

セントラル硝子株式会社（以下「セントラル硝子」といいます。）およびセントラル硝子プロダクツ株式会社（以下「セントラル硝子プロダクツ」といいます。）は、2022年5月23日付で締結した「吸収分割契約書」および2023年1月16日付で締結した「吸収分割契約の変更に関する覚書」に基づき、セントラル硝子を吸収分割会社、セントラル硝子プロダクツを吸収分割承継会社として、セントラル硝子の硝子繊維事業および電子材料用硝子事業を除く、セントラル硝子の営む建築用硝子および自動車用硝子に係る製造・販売事業に関して有する権利義務をセントラル硝子プロダクツが承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施いたしました。

セントラル硝子およびセントラル硝子プロダクツが、本件吸収分割に関して、会社法第791条第1項第1号および会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号により開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日
2023年4月1日
2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条および第789条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過（吸収分割をやめることの請求）
該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
該当事項はありません。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

セントラル硝子は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2023 年 2 月 22 日付官報公告および同日付電子公告により債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期間内に、同条第 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による手続の経過（吸収分割をやめることの請求）

セントラル硝子プロダクツでは、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）

セントラル硝子プロダクツでは、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2023 年 3 月 6 日付で株主に対する通知を行いました。同条第 1 項の規定に基づく請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

セントラル硝子プロダクツは、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 1 月 12 日付で知れている債権者に対し催告書を送付し、同年 2 月 22 日付官報公告により債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期間内に、同条 1 項の規定に基づき異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により承継した重要な権利義務に関する事項

セントラル硝子プロダクツは、セントラル硝子から、効力発生日である 2023 年 4 月 1 日をもって、セントラル硝子の硝子繊維事業および電子材料用硝子事業を除く、セントラル硝子の営む建築用硝子および自動車用硝子に係る製造・販売事業に関し有する権利義務を承継しました。

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日

2023 年 4 月 10 日付で会社法第 923 条に基づく変更登記申請を行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上